

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

1. 基本情報

- (1) 国名：東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）
(2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
(3) 案件名：人材育成奨学計画
(The Project for Human Resource Development Scholarship)
G/A 締結日：2024年6月13日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
東ティモールにおいては、各開発課題の複雑さに比して、これらを所掌する政府機関・関係省庁の職員の能力ないし機構及び法整備上体制が、総じて不十分であるという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる行政官等の育成が期待されている。特に、経済開発や政府機能強化については、第9次政権の重要分野として発表されており、石油・ガスへの依存構造の変革への認識も高いことから、同国の中長期的な開発の上で、近年特に体制を強化していくことが求められ、早期に関連人材の育成に取り組む必要がある。
- (2) 中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け
対東ティモール国別開発協力方針（2017年5月）では、持続可能な国家開発の基盤づくり支援を基本方針とし、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」と並んで「社会サービスの普及・拡充」を重点分野として定め対東ティモールJICA国別分析ペーパー（2023年3月）においても、政府機能強化のための人材育成が重要であると分析していることから、当該分野を所掌する行政官の育成は既往案件との相乗効果を発揮する。
本事業は以下の開発課題及び二国間関係の強化に資する人材の育成を目的としている。
- ・行政能力向上及び制度構築：開発課題に「行財政能力向上・制度整備」、「サービスデリバリーの向上」が含まれる。
 - ・産業政策の推進
 - ・環境政策・天然資源管理の推進
- (3) 他の援助機関の対応
類似事業を実施する主な援助機関として、ポルトガル、オーストラリア及び韓国、中国等による奨学金事業がある。
- (4) 本事業を実施する意義
政府機関・関係省庁における中核人材の育成は東ティモールにおける継続的課題

であり、「東ティモール戦略開発計画（2011-2030）」でも行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。また、2023年12月、日・東ティモール首脳会議にて発表された共同プレスステートメント「持続可能な成長と発展のための包括的パートナーシップ」において、岸田総理は本事業について言及し、ASEAN加盟に向けた研修及び支援を含む東ティモールに対する能力構築支援を継続するとの決意を表明している。同国の次世代リーダーを育成する本事業は二国間パートナーシップの基盤事業の一つとしてこれを具現化するものであり、外交的観点からも本事業の実施を支援する必要性は高い。

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA 事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本事業を実施する意義は大きい。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、本事業は、東ティモール政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与する。

② 事業内容

ア) 実施内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、1期あたり最大8名（修士課程7名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、東ティモールの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・留学事業の付加価値向上支援（留学中の日本側関係者及び帰国生とのネットワーキング支援）

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 8 名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う）

(2) 総事業費

総事業費 184 百万円（概算協力額（日本側）：184 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 7 月～2029 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

(4) 事業実施体制

- 1) 事業実施機関：国家公共行政院（National Institute of Public Administration）
- 2) 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、東ティモールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、東ティモール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。
- 3) 運営委員会の構成：国家公共行政院（INAP）、人事院、外務協力省、高等教育科学文化省、人材育成基金、在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本授業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。留学プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、本邦大学への留学に、中央省庁・地方自治体・企業等での実務研修等を必要に応じて組合せ、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2) 他援助機関等の援助活動：

他の援助機関等の援助活動との重複・連携はなし。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(8) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | | 基準値 (2024年) | 目標値 (2030年) |
|---------------|----|-------------|-------------|
| 留学する学生数 (人) | 修士 | 0 | 7 |
| | 博士 | 0 | 1 |
| 留学生の学位取得率 (%) | 修士 | 0 | 95 |
| | 博士 | 0 | 65 |

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値。また、下記6.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化され、我が国との関係が強化される。
- ・ 留学生受入による二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。

- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成奨学計画において、より二国間関係ひいては外交に資する事業として JDS の戦略性を高めていくことにしたため、対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が高く、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、東ティモールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の開発課題解決のための人材育成並びに当国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール 4 「包括的かつ公平で質の高い教育」に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上